

消防総第 340 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長
各市町村消防防災主管部課長 } 殿

消防庁総務課長
(公印省略)

消防法令等に基づく事務手続における旧氏の取扱いについて（通知）

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

行政手続等における旧氏使用については、「消防法令等に基づく各種手続における旧姓の併記について（通知）」（令和 2 年 6 月 30 日付消防総 455 号）により通知したところですが、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025 においても、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされていること等を踏まえ、今後、消防庁が主管する法令や告示・通知等に基づく申請等のうち、氏名を記載することとされているものの取扱いについて、下記のとおりとしますので、この旨通知します。

この通知による取扱いは令和 8 年 4 月 1 日より実施することとし、従前の令和 2 年 6 月 30 日付消防総第 455 号通知は廃止することとします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 申請者等が旧氏の併記を希望する場合は、旧氏の併記によることも差し支えありません。
- 2 上記 1 は、今後新たに制定される消防庁が主管する法令や告示・通知等に基づく申請等についても、当該法令や告示・通知等に個別に定める場合を除き、原則として同様です。